

## 下限面積緩和で新規参入の促進を!

### (波佐見町農業委員会)

担い手への農  
地利用の集  
積・集約化

遊休農地の  
発生防止・  
解消

新規参入の  
促進

その他(農業  
委員会の体  
制強化等)

【農業委員会の体制】(平成29年7月19日移行)

○新体制:農業委員12人、農地利用最適化推進委員:10人、事務局職員:3人

○旧体制:農業委員16人、事務局職員:3人

## 1 地区の特徴・状況・課題

○農地台帳面積877haのうち農用地面積634ha(田523ha・畑18ha・樹園地40ha)(令和3年度現在)。水稻を中心に施設野菜(アスパラガス)、お茶、果樹(みかん、梨)、露地野菜(ブロッコリー、キャベツ)、耕作されている。農業の近代化にも力をいれ、県営圃場整備、農村総合整備モデル事業なども県下で第1号として実施。水田面積650haのうち約83%の区画整理が完了し、大型農機による作業とライスセンターを結んだ米麦一貫作業体制が確立されている。これによって生じる農家の余剰労働力は、地場産業である陶磁器関連産業への就労と結びつき、農工一体となって発展を続けている。

## 2 課題解決に向けた活動(農地利用の最適化の推進の取組と工夫)

○下限面積を緩和し新規参入の促進を促す。  
(令和2年度3月総会で新たに下限面積を設定し、認定新規就農者が令和3年に1名、令和4年に1名新規就農予定。)

## 3 活動(取組と工夫)の結果

- ①平成26年度から毎年、年度末に下限面積の協議を行っている。初年度の平成26年度に設定された下限面積では、指定された区域では40アール、その他区域では50アールと設定していた。(平成27年度から平成29年度までは変わらずそのまますま。) 平成30年度から、指定された区域の下限面積が20アールに引き下げられた。主な理由としては、指定された区域内の位置、規模からみて小規模農家の増加により効率的かつ総合的な利用の確保のために引き下げた。(平成30年度新規参入:1名、20a)
- ②令和元年度では、以前までの区域に変わり、圃場整備済農地50アール圃場整備済農地以外の農地10アールに変更を行った。圃場整備済農地に関しては、担い手による集積化が進み、安定した農業経営を継続していくという考えから法定面積以上は必要と判断した。圃場整備済農地以外の農地は、農業者の高齢化、機械の大型化により担い手不足と遊休農地の増加が進んでいたため下限面積を10アールに設定し新規就農者の積極的な参入を促進させた。(令和元年度新規参入者:2名、88a)
- ④令和2年度末に協議し、令和元年度に設定した下限面積は変更せず、新たに設定したのは認定新規就農者(波佐見町青年等就業計画の認定を受けた者)のみに対し、波佐見町内全域(圃場整備済農地を含む)10アールとした。これは認定新規就農者が優良農地である圃場整備済農地を取得することが多く、以前の下限面積だと50アール以上になり農地の確保が困難になるため今回引き下げた。認定新規就農者に対し、スムーズな支援を行えるよう下限面積を緩和し更なる新規参入を促す。  
(令和2年度新規参入:3名、18a)(令和3年度認定新規就農者1名、令和4年度認定新規就農者1名参入予定)